

新旧対照表

【2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のために使用される展示物品等の税関における取扱いについて（令和4年6月29日財関第499号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 輸入品に適用される輸入規制</p> <p>46 関係法規</p> <p>2025年日本国際博覧会において展示等される物品の輸入規制は、主に次に掲げる条約及び法令を根拠とする。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締法（麻薬等の輸入）</p> <p>(11)～(19) (省略)</p> <p>55 麻薬等の輸入（麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚醒剤取締法／所管：厚生労働省） (省略)</p>	<p>第6章 輸入品に適用される輸入規制</p> <p>46 関係法規</p> <p>2025年日本国際博覧会において展示等される物品の輸入規制は、主に次に掲げる条約及び法令を根拠とする。</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(10) 麻薬及び向精神薬取締法、<u>大麻取締法</u>、あへん法、覚醒剤取締法（麻薬等の輸入）</p> <p>(11)～(19) (同左)</p> <p>55 麻薬等の輸入（麻薬及び向精神薬取締法、<u>大麻取締法</u>、あへん法、覚醒剤取締法／所管：厚生労働省） (同左)</p>